

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会
の開催について

令和 6 年 10 月 3 日
CBDC（中央銀行デジタル通貨）に関する
関係府省庁・日本銀行連絡会議決定
令和 7 年 11 月 18 日
一 部 改 正

- 1 「C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会」（以下「幹事会」という。）の構成は、別添のとおりとする。ただし、座長は必要があると認めるときは、構成員及びオブザーバーを追加することができる。
- 2 幹事会を欠席する構成員及びオブザーバーは、事前に座長に申し出ること、代理人を幹事会に出席させることができる。
- 3 座長は、必要に応じ、構成員及びオブザーバー以外の関係行政機関の職員その他関係者の出席を求めることができる。
- 4 幹事会は非公開で行うこととし、会議資料及び議事要旨は、会議開催後の適切な時期に財務省ウェブサイト上に公開する。ただし、公開することにより会議の円滑な実施に影響が生じるおそれがある場合には、一部を非公開とすることができる。
- 5 幹事会の庶務は、財務省理財局において処理する。
- 6 前各項に定めるもののほか、幹事会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。

C B D C（中央銀行デジタル通貨）に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議幹事会の構成

座 長
財 務 省 理財局国庫課長

構 成 員
内 閣 府 政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）
公正取引委員会 事務総局経済取引局調整課長
警 察 庁 刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策第一課長
金 融 庁 企画市場局信用制度参事官
消 費 者 庁 消費者政策課長
デ ジ タ ル 庁 参事官（戦略・組織担当）
総 務 省 大臣官房企画課長
総 務 省 情報流通行政局郵政行政部企画課貯金保険室長
法 務 省 民事局民事法制管理官
法 務 省 刑事局刑事法制管理官
財 務 省 国際局国際機構課長
厚 生 労 働 省 雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室長
農 林 水 産 省 経営局金融調整課長
経 済 産 業 省 商務・サービスグループ商取引・消費経済政策課長
日 本 銀 行 決済機構局参事役

オブザーバー
個人情報保護委員会